

《公開講演会記録》

復交40年、「わだかまり」の
正体を見据えて

協会理事 田畑光永

奇妙な関係

1972年の共同声明で日本と中国が国交を正常化してから、今年で丁度40年になります。今夜はあらためて日中関係を考えて見たいと思います。尖閣諸島をめぐって中国で大規模な反日デモが繰り広げられた後だけに、ここはとくに冷静な議論が必要だと感じます。

日中両国関係は現在きわめて「奇妙な」状態にあります。両国間の貿易取引は昨年は3400億ドルを超えました。それほどばかりでなく輸出入がほぼバランスがとれていることは、両国の経済的つながりが密接かつ相互補完的な矛盾の少ない構造であることを示しています。人間の往

来は年間500万人にも上ります。

にもかかわらず、両国民の相手国に対する感情はともに極めて悪い。先日の「反日デモ」で、あらためて中国人の本音を聞かされた思いにとらわれましたが、すでに以下ののような数字をわれわれは見せられていました。

今年4月から5月にかけて行われた世論調査（日本側「言論NPO」、中国側「中国日報社」主催）によりまずと、日本人で中国に好感情を持つもの15・6%に対して、悪感情を抱くものはなんと84・3%。中国人で日本に好感情を持つもの31・8%に対し、悪感情を抱くものは64・5%を占めています。

相手に悪感情を抱く理由（複数回答）は、日本側では「資源やエネルギー確保

で自己中心的に見えるから」|| 54・4%、「尖閣諸島をめぐり対立が続いているから」|| 48・4%。中国側では「過去に戦争をしたことがあるから」|| 78・6%、「侵略した歴史について、ドイツのように正しく認識していないから」|| 39・9%、「尖閣諸島で強硬な態度をとっているから」|| 39・8%、などとなっています。

ここで気がつくのは、ともに相手国から具体的、直接的な不利益を受けているからいい感情を持たないのではなく、相手の態度、行動が「気に食わない」という心理的要因が悪感情の原因になっていることです。何故でしょうか。

中国側回答で「過去に戦争をしたことがあるから」が78・6%という高率であ





反日デモ9・16上海

ることは注目すべきだと思います。戦争が終ってからすでに70年近くが経過し、世代的には少なくとも2世代は交代しているにもかかわらず、なお中国人の対日観に戦争が影を落としているわけです。

また日本側回答で「資源、エネルギーの確保についての中国の姿勢」が高率を示していますが、「資源、エネルギーの確保」に不熱心な国はないので、これは不快感が先にある、その理由付けにこ

れが挙げられているのではないかと、という感じがします。

こう考えますと、なにか両国間には感情的な「わだかまり」があり、それがさまざまな局面で相手への不信、不快を相互に助長するという不幸な関係を生んでいるように思います。そしてその「わだかまり」の正体を探る際にヒントとなるのが、中国側回答で2番目に多い「侵略の歴史についてドイツのように正しく認識していないから」ではないでしょうか。

1972年の国交正常化は実質的に戦勝国と戦敗国との講和でした。1937年から（あるいは1931年から）1945年までの戦争に決着をつけるものでした。しかし、ここで「実質的に」と言ったのは、同年の9月29日に発表された共同声明では、肝心の「講和」が明確でないからです。

どうしてそうなったかと言えば、日本側がそれより20年前の1952年に台湾の国民党政府と結んだ「日華平和条約」との法的整合性を確保するために、共同声明から講和の要素を排除するべく頑張った結果です。

これに対して、中国側は日本との国交正常化を実現するために、不本意ながらそれを受け入れたことは、日本側が公表

した会談記録でも分かります。そしてそれが中国側には日本に対する不信を生み、わだかまりとなって、日本との関係の底にたまることになったのではないかと。

ドイツの戦後処理の態度を正しいと認識する裏側には、共同声明に現れた日本の戦後処理への不信があり、それがまた日本側にも反映して、折に触れて相互不信を増幅させることになったのではないのでしょうか。

それでは、1972年の交渉時に日本側がこだわった日華平和条約との整合性なるものは、はたして日中関係に後遺症を残してまで墨守しなければならぬものであったのか。そのことを考えてみたいと思います。

正常化交渉の焦点

国交正常化にあたって、中国側はかねて次のような「復交3原則」を明らかにしていました。

- 1、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府である。
- 2、台湾は中国の不可分の領土である。
- 3、日台条約は不法であり、廃棄されなければならない。

この3原則に日本側はどう応えるか、

が議論の出発点になります。

このほか、満州事変以来の戦争について、戦後初めて中国の地を踏む日本の田中首相がどういう態度を示すか、具体的には謝罪の気持ちをどう表わすか。

また、その頃から表面化した尖閣諸島の帰属について、首脳会談でどう取り上げられるのか、ということも注目されました。

それぞれについて、まず「日中共同声明」に現れた結果を確認しておきますと、まず3原則の1については、国交を正常化する以上、日本側にも問題はありませんでした。

次の2については、「日本はサンフランシスコ講和条約で台湾を放棄させられているから、台湾がどこのものかについての発言権はない」というのが、日本の立場でした。いかにも謙虚に見えますが、その実はサンフランシスコ条約締結当時は朝鮮戦争の最中で、米はいっただんは見捨てた台湾をふたたび反共基地として守る立場に変わりましたから、台湾を中国の領土と認めてしまうと、もし台湾海峡で戦火が上がった場合、中国の内戦ということになり、台湾を助けられなくなるので、中国領と認めないことにしたアメリカに追随した態度です。

しかし、結局は日本が降伏にあたって受け入れたポツダム宣言の第8項に「カイロ宣言の各条項は守られるべく」とあり、そのカイロ宣言には台湾は中国に返還される、とあるところから、「カイロ宣言の第8項を遵守する」、つまり「台湾は中国に返ったものと思います」ということで妥協が成立しました。

問題は第3項です。「日台条約」とは言うまでもなく、1952年に台湾の中華民国政府との間に結ばれた「日華平和条約」のことです。これは名前のごとく「平和条約」ですから、第1条に「日本と中華民国との間の戦争状態が終わった」ことが謳われ、付属議定書ではサンフランシスコ条約を受けて、台湾側が「日本国が提供すべき役務の利益を放棄する」と賠償の放棄を規定しています。

つまり、72年の国交正常化交渉は「講和」の話し合いであるにもかかわらず、「戦争状態の終結」「賠償」といった講和に欠かせない内容について、日本側は日華平和条約ですでに「終わっている」ことになりました。同じことを2つの条約で取り決めることはできないというわけです。

しかし、中国側にすれば、その条約自体が「不法」であるから「廃棄」して、

あらためて自分たちとそれらを取り決めるべし、というのが、第3項です。

これには日本側は、というより日本の外務省が頭を抱えました。20年前に結んだ条約は「不法だから廃棄せよ」と言われて、「ハイ、あの条約は廃棄します」とはどうしても言えないというのが外務省の立場でした。

この主張を日本側が中国側に伝えたのは、首脳会談の席ではなく、大平・姫鵬飛両外相をトップとする外相会談の場ですが、大平外相は「日華条約」は「廃棄」でなく、「役割を終わったということにしてもらいたい」、と姫外相を説得し、戦争状態の終結は「戦争」という言葉を使わずに「不正常的状態」に代えてほしいと頼みこみ、そうになりました。

しかし、どうにも打開しようがなかったのが、賠償の問題です。と言っても、中国側が賠償を払えと言ったわけではありません。中国側はかねていろいろな機会に賠償は請求しないという立場を明らかにしており、この正常化交渉の前、7月27日に公明党の竹入委員長に会った際、周恩来首相はあらためて毛沢東主席の言葉として、賠償は請求しないと伝えていました。そして、大平・姫会談に提出された中国側の案文には「賠償請求権を放

棄する」と明記してありました。

ですから、実質的には問題はないのですが、外務省としては中国の日本に対する賠償請求権はすでに「中華民国」が20年前に放棄しているから、中国にはすでに放棄すべき「請求権」はもはやないという理屈になるのです。

これには周恩来首相が激怒しました。9月26日の第2回首脳会談でのことです。この日の午前中に外相会談が開かれて、外務省高島条約局長が日本側の立場を明らかにした後に関われた首脳会談です。

日本側の会談記録では周首相はこう述べています。

「日華条約について明確にしたい。これは蒋介石の問題である。蔣が賠償を放棄したから、中国がこれを放棄する必要がないという外務省の考え方を聞いて驚いた。蔣は台湾に逃げて行った後で、しかも桑港条約の後で、日本に賠償放棄を行った。他人の物で自分の面子を立てることはできない。戦争の損害は大陸が受けたものである。

我々は賠償の苦しみを知っている。この苦しみを日本人民にためさせたくない。

我々は田中首相が訪中し、国交正常化問題を解決すると言ったので、日中両国人民の友好のために、賠償放棄を考えた。

しかし、蒋介石が放棄したから、もういいのだという考え方は我々には受け入れられない。これは我々に対する侮辱である。田中・大平両首脳の方を尊重するが、日本外務省の発言は両首脳の方に背くものではないか」

この時の周首相は、外務省の橋本中国課長（当時）によれば、「怒髪天を衝かんばかり」で、宿舍の釣魚台迎賓館に引き上げた日本側一行は夕食にもなかなか手が出なかったということです。



「日中共同声明」署名の後で

それで結果はどうなったか。共同声明の第5項にはこうあります。

「中華人民共和国政府は、中日両国人民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」

「請求権」から「権」が抜けています。中国には請求「権」はないという日本側の主張を中国側は受け入れたのです。

これは外務省の立場からすれば「勝利」、すくなくとも「成功」と数えられるのかもしれません。しかし、私は40年前の正常化交渉の時のこうしやりとり、少なくとも戦敗国として講和に臨むという姿勢にかける態度が中国側に日本へのある種の「わだかまり」を残したのではないかと考えます。

国交回復直後10年ほどの「蜜月時代」の後に起こるさまざまな摩擦は、いずれも中国側が戦争についての日本の態度を問いただすという形で起こりました。教科書問題、靖国問題、「侵略」「軍国主義」といった言葉の問題、いずれも日本に対する疑心に発しているように思います。

そしてそれは日本に対する謝罪要求となり、とりわけ江沢民主席（当時）の執拗な謝罪要求は日本人をげんなりさせ、相互の不信感を増幅させたように感じます。

「吉田書簡」

ここで唐突ですが、60年前に「大陸か台湾か」の選択を迫られた当時の吉田茂首相が米国のダレス國務長官顧問にあてた、いわゆる「吉田書簡」を読み直して、日中正常化交渉の際に日本側、とりわけ外務省がこだわったために両国間にわだかまりを残すことになった、日華条約との法的整合性なるものの正体を吟味してみたいと思います。

日本と連合国との講和条約（サンフランシスコ条約）は1951年9月8日にサンフランシスコで調印され、日本ではこの年の11月18日、国会で承認されました。しかし、中国については当時、大陸、台湾いずれの政権を講和会議に参加させるかについて米英両国の間で意見が対立したため（米は台湾を、英は大陸を主張）、サンフランシスコの講和会議には「中国代表」は参加させず、同条約とは別に日本があらためていずれかを選択することとされました。とはいえ米国としては、日本に北京政権を選ばせるわけにはいきません。そこで51年12月にダレスを日本に派遣したのです。

当時の気持を吉田茂本人は『回想十年』

という本の中で次のように書いています。「私としては、台湾との間に修好関係が生じ、経済関係も深まることは、固より望むところであったが、それ以上に深入りして、北京政府を否認する立場に立つことも避けたかった。というのは、中共政権は、現在までこそ、ソ連と密接に握手しているが如く見えるけれど、中国民族は本質的にはソ連人と相容れざるものがある。文明を異にし、国民性を異にし、政権をも亦異にしている中ソ両国は、遂に相容れざるに至るべしと私は考えており、従って中共政権との間柄を決定的に悪化させることを欲しなかったからである」

ここで吉田が言っていることは、台湾か北京か、という二者択一の選択の結果として台湾を選ぶという形にはせず、大陸については法律的には白紙のままに残



ダレス



吉田茂

しておいて、他日に備えたいということ

です。したがって、台湾を全中国の代表として平和条約を結ぶのではないという前提での「台湾選択」で米に納得してもらいたいということ

です。そして、次のようにのべます。

「日本政府は究極において、日本の隣邦である中国との間に、全面的な政治的平和及び通商関係を樹立することを希望するものであります。国際連合において中国の議席、発言権及び投票権を持ち、若干の領域に対して現実に施政の権能を行使し、および国際連合加盟国の大部分

と外交関係を維持している中華民国政府と、この種の関係を発展させてゆくことが現在可能であると考えます」

一見、中華民国政府を中国の政府として条約を結ぶと言っているように受け取れますが、「究極」と「現在」、「全面的」と「若干の領域」という言葉の対比を見れば、台湾との関係が「中国」との関係を代替するとは考えていないことは明らかです。そして眼目は次の一節です。

「この二国間条約の条項は、中華民国に關しては、中華民国国民政府の支配下に現にあり、又は今後入るべきすべての領域に適用があるものであります」という適用地域を限定するくだりです。ここには大陸については白紙のままにしておきたいという吉田の意図が疑問の余地のない形で表現されています。

とはいえ、52年4月28日に調印された日華平和条約は吉田書簡の意図が完全に反映されたとは言えず、前述のように日中戦争の講和条約となり、賠償の放棄も盛り込まれました。

吉田書簡の眼目である適用地域を限定することは、条約本文には入りませんでした。河田・葉岡全権間の附属交換公文第1号に吉田書簡の原文どおりに書き込まれました。

調印式当日の4月28日の『朝日新聞』夕刊はこう書いています――

「台北交渉が難航した事実に見られるように、日本としてはこんどの日華『平和条約』が中国本土に關し政治的にも経済的にも、これを制約しないものであることを原則として貫いたものであり、この日本側の主張が条約の各条項と、交換公文議定書などにみられる」

調印式当日の夕刊の記事ですから、これは日本政府による解説そのものであることはまず間違いありません。つまり日本政府はこのようなものとして日華平和条約を締結したのです。

ところが条約が国会審議にかけられた段階で政府の答弁が変わります。6月17日の参議院外務委員会での答弁で外務省の下田条約局長は次のように答えます。

「日華条約は交換公文において現に支配する領域または将来支配下に入るべき領域に適用する範囲を限定しているが、戦争状態の終了は適用範囲の限定とは関係がない。中国全体との戦争状態がこの条約によって終了したことになる。したがってもしこのことを認めない政府があってもそれは事実上の問題であって法的なものではない」(新聞記事より)

一方、翌18日の衆議院の外務委では、

倭島アジア局長が次のように答えます。

「17日の政府の(答弁は)『従来の説明と主旨において変わりは無いが、日華平和条約とくにその第一条(中華民国と日本との間の戦争状態の終結に關する条項)との関連において中国という言葉が使われたことから、誤解を与えたようだ』として、『この条約によって日本との関係において中華民国の領土に關する限り法律上、条約上、戦争状態が終了することは当然であるが、たゞその効果が現実には及ばない地域がある』(同)

この2本の記事における下田、倭島両氏の答弁ははっきり食い違っています。戦争状態の終結について、下田は「中国全体に及ぶ」とするのに対して、倭島は「その効果が現実には及ばない地域がある」(大陸には及ばない)と言います。それまでの説明と違うのは下田答弁のほうです。

それでは吉田首相本人はどうなのかに注目が集まります。吉田は6月25日午後参議院外務委員会外交問題全般について野党議員の質問に答えました。

「政府としては主義として将来中国と全面的な善隣友好関係を結びたい。その第一歩として中華民国と条約を結んだのである。その意味で吉田書簡の精神は貫

かれていると思う。要するにこの条約は台湾、澎湖島を現に支配している政府との間の条約であり、将来は全面的な条約を結びたい」(同)

これに対し中華民国政府を全面的に中国の代表政府として承認したのではないとの意味かとの曾櫛益氏の質問に首相は『そうです』と答弁しています。(同)

こうして日華平和条約は基本的な解釈で、国内に食い違いを生みました。そして、政治家はやめていきますが、官僚は人は代わっても立場は連続として引き継がれます。いつの間にか「日華平和条約によって、日本は中華民国政府を中国の正統政府と認め、日中戦争の決着をつけた」という、吉田の意図とはまるで違う解釈が定着してしまいました。

下田には『戦後日本外交の証言』上下という回顧録があります。そこで下田は条約の地域限定条項について、「後日この条約の締結後の国会審議に当って、親中共政策に立つ野党各党の集中的質疑の対象となり、倭島アジア局長とともに、特に法律を担当する条約局長としての私が答弁に苦慮する点となるのであった」と言っています。

苦慮の中味について、下田は触れていません。それにしても下田はなぜそれま

での首相やアジア局長の見解と異なることを、いきなり国会の場で口にしたのでしょうか。条約局長としての法律的信念か、あるいはほかからの、例えば米からの働きかけがあったのか。それも今となっては分かりません。しかし、結果はまさにダレスが吉田内閣に望み、しかし吉田がそれに抵抗し、修辞のかぎりをつくして、そうなることを避けようとした日華平和条約の姿でした。

もっとも下田自身は吉田の意図をはっきりと理解はしていました。回顧録にはこうあります。

「吉田首相は終始大局的見地に立たれ、国会でも『日華条約は一に台湾政権との関係において致したのであって、中共政権についての関係はないのであります』(6月26日の参議院外務委員会答弁)と述べられるなど、中共との関係は白紙であることを強調され、日本政府の自由裁量の余地が将来に残されていることを示唆されたのが強く印象に残っている。このことは当時余り世間の注目を惹かなかつたが、実は20年後の日中国交正常化の布石となつていたのである」

なんとも奇妙です。1972年当時の外務省が、先輩吉田がダレスの圧力をかいくぐりながら、台湾と条約を結んでも

大陸は法的に白紙で残した苦心、その象徴が交換公文の地域限定条項ですが、それを思い起こしたならば、堂々と中国との間で改めて戦争の終結を宣言し、中国の賠償請求権放棄を共同声明に書き込めばよかったです。どれほどすっきりした共同声明になったことかと思えます。

それでこそ下田の言うように吉田の意思が正常化の布石として活用されたといえますが、実際は下田自身が率先して行った吉田の意思の歪曲が72年にまで引き継がれていたのです。

外務省幹部が吉田書簡を知らなかったはずもなければ、地域限定条項を知らなかったはずもありません。しかし、彼らがかかわったのは自分たちの組織が引き継いできた立場に傷をつけたくないという、国益とは関係のない組織益、仲間益に過ぎなかったのではないかと思います。しかも下田の回想録には見逃せない一節があります。ほかでもない日華条約の賠償に関わるくだりです。

「国府側は賠償問題では、対日戦争の最大の犠牲者である中国が賠償を放棄するようなことは中国の国民感情が許さない、として対日賠償を強く主張した。これに対し日本側は、中国大陸における中国の戦争被害は大陸の問題であり、条約

からの削除を求めた」

台湾に対しては戦争被害は大陸の問題と言ひ、大陸に向かつては賠償は台湾との間ですでに終わったと言うのはまさに詐欺の口口にほかならないと思います。

「謝罪」と「尖閣」

こうして復交3原則はなんともすっきりしない形で決着しました。

それではのこりの2つの焦点、田中首相の謝罪と尖閣諸島の問題がどう処理されたかを見ることにします。

日本側代表団一行が到着した9月25日は、午後第1回首脳会談が開かれ、夜は周首相主催の歓迎晩餐会が人民大会堂で開かれました。この歓迎宴におけるスピーチで田中首相が過去の戦争について「多大なご迷惑をかけました。私はそれについて深く反省の意を表します」と述べたのが、日中戦争についての日本の首相としての態度表明の言葉でした。そしてこれは「言葉が軽すぎる」と中国側の反発を呼んだことをご存知の通りです。

翌日午後の第2回首脳会談で、周首相は「田中首相の言葉は中国人の反感を呼ぶ。中国では迷惑とは小さなことにしか使われないからである」と怒りを表しま

したが、姫鵬飛外相の回想記によりますと、田中首相はその場で次のように釈明したとされています。

「日本語で『ご迷惑をかけました』は誠心誠意謝罪の意を表するものであり、さらに以後ふたたびそのようなことはしないと保証するので、お許し願いたいという意味である。もし皆さんの方で、もっとよい言葉があるなら、皆さんの習慣に従って代えていただいで結構である」

この田中発言は日本語と中国語の違いを理由にして、やや屁理屈の気味はありますが、言葉の説明の形で実質的にあらためて「謝罪」したことになりました。「もっとよい言葉があるなら、皆さんの習慣に従って代えていただいで結構である」というのは、頭の回転の速い田中首相らしい発言です。歓迎宴でのスピーチという公開の場では「迷惑」を使って、日本国内の反中国派からの攻撃をかわし、中国側は国内向けに「謝罪」でもなんでも気のすむ言葉を使ってかまわないという事です。そして自身も現に「謝罪」を使ったわけでは

そういう二段構えの段取りを最初から考えたわけではないでしょうが、ともあれ、この発言で「謝罪の問題は解決した」と姫鵬飛外相は書いています。27日夜、

毛沢東が田中、大平、二階堂と会談した際、「喧嘩は終わりましたか。『迷惑』については田中先生が詳しいようです」と冗談交じりに言ったと伝えられていることでも、これが後を引くような問題ではなかったことがうかがわれます。



毛・田中・大平

最後に尖閣諸島の問題について、どういふ言葉が交わされたかを見ておきましょう。昨今の対立を考えるうえでの基礎となるやり取りです。

日本側会談記録では9月27日の第3回

首脳会談で田中首相の方から問題を提起します。

田中首相が『尖閣諸島についてどう思うか？ 私のところに、いろいろ言ってくる人がいる』と問題を提起したのに対して、周首相は『尖閣諸島問題については、今回は話したくない。今、これを話すのはよくない。石油が出るからこれが問題になった。石油が出なければ、台湾も米国も問題にしない』と答えて、話題を転じたことになっています。

そしてこのことをもって、以後、日本側は「日中間には領土問題はない」との立場に立っています。しかし、中国側は両首相の間では、この時、この問題を棚上げにするという黙約が成立していると言張し、あの島々の現状に日本側が独自にどのような変更を加えることにも反対してきました。

今回、日本政府があつた島々を持ち主から買い取るという、領有権問題とは無関係な行動に対して、中国側があれほど重大視するのは、要するに「一方的な現状変更」と受け取るからだと思います。

実際の話はこれだけだったのでしようか。じつは同席していた橋本中国課長はあるインタビュー（大平正芳記念財団編『去華就実 聞き書き大平正芳』）でも

う一度、翌28日の最終会談でも取りあげられたことを明らかにしています。

「周首相は『これ（尖閣）を言い出したら、双方とも言うことがいっぱいあって、首脳会談はとてでもないが終わりませんよ。だから今回はこれは触れないでおきましょう』と言ったので、田中首相のほうも『それはそうだ、じゃ、これは別の機会に』ということで交渉はすべて終わったのです」

ここでの田中発言の有無は重大です。また周発言のニュアンスも27日の会談記録とはだいぶ異なります。話を避けたというより、今回は問題を残したままにしておこう、つまり棚上げを提案したと言っている。そしてなにより田中首相が「それはそうだ、じゃ、これは別の機会に」と言ったとすれば、棚上げに同意したと解釈するのが自然でしょう。

この橋本回想に加えて、最近、当協会の日野正子会員が翻訳された張香山氏（元中日友好協会会長）の『中日国交回復交渉回顧録』では、次のように記録されています。

「釣魚島問題に関しては、第3回首脳会談がまもなく終わろうという時に話が始まったが、双方は態度を表明しただけで、交渉とはならなかった。

田中首相 『私はやはり一言言いたい。私はあなたの側の寛大な態度に感謝し、この場を借りて尖閣列島（つまり我が釣魚島）に対する態度をうかがいたい』

周総理 『この問題について私は今回は話したくない。今、話しても利益がない』田中 『私が北京にきた以上、提起もしないで帰ると困難に遭遇するだろう。現在、私がちょっと提起すれば、彼らにも申し開きが出る』

周 『もっともだ！ あそこは海底に石油が発見されたから、台湾もそれを取り上げて問題にする。現在、アメリカもこれをあげたらおうとし、この問題を大きくしている』

田中 『よし、これ以上話す必要がなくなった。またにしよう』

周 『またにしよう。今回我々は解決できる基本問題、たとえば両国関係の正常化問題を先に解決する。これはもっとも差し迫った問題だ。いくつかの問題は時の推移を待ってから話そう』

田中 『いったん国交が解決すれば、私はその他の問題は解決できると信じる』

内容は日本側記録と橋本回想を合わせたような感じですが、これもまた興味深い記録です。特に日本側会談録では田中首相が「私のところにいろいろ言ってくる

る人がいる」という部分の意味がこちらではよく分かります。当時、エカフェの調査の後、あの海域での石油開発が話題になっており、日本の石油業界では訪中する田中首相に尖閣諸島についての中国側の真意を確かめてきてほしいという声があったのを受けての問題提起だったのでしょう。だから何も言わずに帰るのは具合が悪かったのです。

橋本回想にある「話し出せば、首脳会談が終わらない」に相当する部分がこちらにはありませんが、後に持ち越そうという点で両者が一致していることは共通しています。

それにしても日本側の会談記録は、橋本中国課長の責任でまとめられたに違いありませんが、「ご挨拶」についての田中首相の釈明を載せていなかったり、また尖閣問題での両者の発言の肝心な部分を省略したりと、意図的だとれる編集で、資料としての価値を減じています。

こう見てくると、周恩来が話に乗ってこなかったのを根拠に「領有権問題は存在しない」と野田首相（だけでなく歴代首相）が口癖のように使うフレーズは根拠に乏しいと言わざるを得ません。あらためて話し合いをしよう、継続審議にしようという両者の意思が感じられます。

それは中国側がいう「棚上げで合意」よりももっと積極的な態度と言えます。

ですから、両国の外交当局は国交正常化後、適当な時期に尖閣諸島の問題を正式な議題にして交渉を始めるべきだったのです。なぜそれをしなかったのか、不思議です。勿論、領土問題ですから、簡単に解決するとは思えません。だから焦らずに百年でも話し続けるつもりで交渉を続けるべきでした。

ところが、日本側は「固有の領土で領有権問題はない」、中国側は「争う余地のない中国領だが、棚上げ中だ」と、それぞれ自分たちの不作為を正当化する口実を掲げて問題を先延ばししてきました。それが彼らにとって一番楽な道だったからでしょう。

しかし、国内向けには双方とも「自国領であることは間違いない」と言い続けていますから、双方の国内の民族主義者は「自国領ならなぜそれをもっと明確な形で示さないのか」との不満を募らせます。日本国内では自国領なのになぜ自国民の上陸さえ許さないのかという不満が積み重なり、中国でもなぜおめおめといつまでも日本の実効支配をそのままにしているのかとの怒りが溜まっているでしょう。それが4月の石原発言に始まる対立

激化の原因です。責任は双方の政府、わけでも外交当局にあると思います。

中国側も内部にどんな事情があるのかわかりませんが、デモを扇動してみたり、抑えてみたりと小細工を弄せずにテーブルにつき、日本側も「毅然と」「毅然と」と言いながら、実際はおろおろするのをやめて、やはりテーブルにつくことです。

そしてその際、重要なことは双方とも相手の領有主張の根拠をそのまま自国民に伝えることです。今までのように双方が「固有の領土だ」と言い合っていれば、それぞれの国民はそう信じ込んで、相手を泥棒か強盗としか思えず、憎しみを増幅するばかりです。解決の道が見えるはずはありません。

ともに相手の主張を知り合えば、それこそ1978年に鄧小平が言ったように「いい知恵」も出てくるかもしれないが、現状ではお互いに醜い姿を見せあうだけです。われわれ日本人としては外務官僚の省益重視によって72年の共同声明がわだかまりを残した教訓にかんがみて、「領有権問題なし」などという世迷言を許さず、面子にこだわらずに中国に領土交渉を申し入れるよう圧力をかける時だと思えます。

(9月21日・アジア研究懇話会)